

熊本県で大地震が起こりました。昨年は茨城県で洪水がありました。その都度、いままでも天災災害に遭った場合の国、地方の被災者支援に関する各種制度の一部を掲載しました。今回は生活保障、収入補てんなど、これからの復興に役に立つ制度を紹介します。



家族が自然災害で死亡された場合に受給できる生活費支援金を教えてください。

**■災害弔慰金があります。****●支援制度の内容**

自然災害により死亡した遺族は災害弔慰金を受給できます。

●災害弔慰金の受給額は以下のとおりです。

- ・生計維持者が死亡した場合：
市町村条例で定める額(500万円以下)を受給。
- ・その他の者が死亡した場合：
市町村条例で定める額(250万円以下)を受給。

●災害弔慰金の対象者

市町村に住民登録のある方で自然災害により死亡した方の遺族です。

●受給者の範囲・順位

- ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母
- ・上記のいずれもない場合は兄弟姉妹。ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居しているか、生計を同じくしていた者に限ります。



死亡以外に負傷した場合の支援制度はありますか。



■災害障害見舞金があります。

●支援制度の内容

自然災害で負傷、疾病になった、あるいは精神または身体に著しい障害が生じた場合に災害障害見舞金を受給できます。

●災害障害見舞金の受給額は以下のとおりです。

- ・生計維持者が重度の障害になった場合：
市町村条例で定める額(250万円以下)を受給。
- ・その他の者が重度の障害になった場合：
市町村条例で定める額(125万円以下)を受給。

●災害障害見舞金の対象者

市町村に住民登録のある方で以下のような重い障害になった方です。

1. 両眼が失明した人
2. 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
5. 両上肢をひじ関節以上で失った人
6. 両上肢の用を全廃した人
7. 両下肢をひざ関節以上で失った人
8. 両下肢の用を全廃した人
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と 同程度以上と認められる人



生活支援の貸付制度はありますか。



■生活福祉資金制度があります。

●支援制度の内容

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯が経済的な自立と生活の安定を図るための必要な経費を借り入れることができます。

●貸付限度額は以下の通りです。

貸付限度額	150万円(目安)
貸付利率	
連帯保証人を立てた場合 連帯保証人を立てない場合	無利子 年1.5%
据置期間	6か月以内
返済 期間	7年以内(目安)

■生活復興支援資金があります。

●支援制度の内容

一定所得以下の被災世帯がしばらくの間の生活費や転居費などの生活再建を支援する資金を借り入れることができます。

●貸付限度額は以下の通りです。

- ・一時生活支援費(当面の生活費) :
月20万円以内(借入期間 : 6ヵ月以内)
- ・生活再建費(住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用) : 80万円以内
- ・住宅補修費(住宅補修等に必要な費用) : 250万円以内

●据置期間・返済期間・貸付利率

- ・据置期間 : 最終貸付日から2年以内
- ・返済期間 : 据置期間後最長20年以内(貸付金額によって返済期間は異なる)
- ・貸付利率 : 上記、生活福祉資金制度と同じ。

■災害援護資金があります。

●支援制度の内容

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方が生活の再建に必要な資金を借りられます。

●貸付限度額等は以下の通りです。

①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
ア 負傷のみ	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊	270万円
エ 住居の全壊	350万円
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円

●貸付利率、据置期間、返済期間が以下の通りです。

貸付利率	無利子(保証人を立てない場合は1.5%)
据置期間	6年以内(特別の場合8年) ※据置期間中は無利子で償還は不要です。
返済期間	13年以内(据置期間を含む)

●災害援護資金の対象者。

1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が1か月以上。
2. 家財の1/3以上の損害。
3. 住居の半壊または全壊・流出。

●所得制限があります。表の額以下の場合が対象者です。

世帯人数	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。